園 則(運営規程)

社会福祉法人 わかば福祉会 「幼保連携型認定こども園」わかば保育園

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この教育と保育を一体的に行う施設は、幼保連携型認定こども園 わかば保育 園(以下、「当園」とする)という。

(位 置)

第2条 当園は、富山県富山市堀川町55番地に置く。

(目 的)

- 第3条 当園は、教育基本法の精神に則り、「富山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日富山市条例第48号)」及び子ども・子育て支援法等関係法令・通知等を遵守し、乳幼児を教育・保育し、良好な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
 - 2、乳幼児の家庭及び地域の子育て家庭に対する子育て支援等の事業を行う。

(就業年限及び入園資格)

- 第4条 就業年限、定員、学級、入園資格及び学級編成は、次のとおりとする。
 - (1) 就業年限 1年、2年、3年、4年、5年、6年、6年以上
 - (2) 定員学級・幼児(満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児)

134人 6学級

(1号認定子ども14名、2号認定子ども120名)

・未満児(0歳児から満2歳児)

60名 6学級(3号認定子ども60名)

(3) 学級編成 0歳児 3人 2学級

(基本形) 1歳児13人 2学級

2歳児14人 2学級

3歳児16人 2学級

4歳児24人と23人 2学級

5歳児21人と20人 2学級

尚、入園児童の年齢構成に応じて学級編成は変化する。

(4) 入園資格 0歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

- 第7条 休業日は、次の通りとする。ただし、園長が必要あると認めた場合には、休 業日を変更することができる。
 - (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (2) 日曜日
 - (3) 夏期 7月21日から 8月31日まで
 - (4) 冬期 12月25日から 1月 7日まで
 - (5) 春期 3月25日から 入園式前日まで
 - (6) その他 その他園長の定める日

(始業及び就業)

第8条 始業及び就業は、次の通りとする。ただし、季節ならびに園長が必要あると 認めた場合には、必要に応じて時間を変更することができる。

開所時間 午前7時00分から午後8時00分まで(下記以外の時間を

延長保育とする)

保育標準時間午前7時00分から午後6時00分までの必要時間保育短時間午前8時30分から午後4時30分までの必要時間教育標準時間午前9時00分から午後3時00分までの必要時間

第3章 教育・保育等の内容

(提供する教育・保育等の内容)

- 第9条 提供する教育・保育内容等は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下 の内容とする。
 - (1) 第8条において規定する時間において提供する教育・保育(教育・保育計画、 教育・保育方針に具体化)
 - (2) 食事の提供(食物アレルギーへの対応方針は別に定める)
 - (3) 送迎(1号認定子ども)
 - (4) 子育て支援事業
 - (5) 延長保育事業
 - (6) 一時預かり事業
 - (7) 病児保育事業

(8) その他教育・保育に係る行事等

第4章 教育・保育課程修了の認定

(認定の基準)

第10条 教育・保育課程の修了は平素の様子を総合的に考慮して決める。

(証書の授与)

第11条 園長は、所定の教育・保育を終了したと認めたものには、別紙様式の保育証 書を与える。

第5章 入園、退園、転園及び休園

(入 園)

- 第12条 1号認定子どもの入園は、所定の手続きを経た者について、園長が内定し 富山市へ認定を申請し、認定書の交付後、園と契約する。
 - 2. 2号認定子ども・3号認定子どもの入園は、富山市へ「保育の必要性」の認 定申請を行い、認定書の交付後、富山市の利用斡旋調整により当園へ利用決定 をうけて園と契約する。
 - 3. 1号認定子どもにおいて定員を超える申請があった場合、別途選考基準を定める。

(退園、転園及び途中入園)

- 第13条 退園又は転園しようとするときは、その理由を付して保護者から園長に願い出なければならない。
 - 2. 園長は次の者に退園を命ずることができる。
 - (1) 園長が教育上退園の必要を認めた者
 - (2) 正当な理由がなく、納付金を未納あるいは3ヶ月滞納している者
 - (3)途中入園は、定員に達していない限りにおいて認める。

(休 園)

- 第14条 園長は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き1ヶ月欠席し、なお、 2ヶ月以上欠席を要すると認められた者が、休園を願い出た場合には、1年以 内に限り休園を許可することができる。
 - 2. 園長は、教育上必要と認めた時は、1年以内に限り休園を命ずることができまる。

第6章 組織

(職員組織)

第15条 組織は次の通りとする。

(1) 園 長 1人

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守 させるための指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園 務をつかさどる。

- (2)副園長 1人園長を補佐する。
- (3) 主 幹 保 育 教 諭 1人以上 教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業 務を行う。
- (4) 副 主 幹 保 育 教 諭 1人以上 教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業 務を行う。
- (5) 保 育 教 諭 3人以上 教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業 務を行う。
- (6) 園 医 1人 園児・新入園児の健康診断を行い、健康・保健生活の指導・助言を行う。

- (9)事務職員 1人以上事務に従事し、事務全般を計画し、つかさどる。
- (10) 看護師 1 人以上 教育・保育を補佐し、保健・衛生生活を計画立案し、指導・助言を行う。
- (11) 栄養士 1人 保育の一環として、乳幼児の発達段階に応じ、献立を作成し、給食・お やつを実施する。
- (12) 調理員 2名以上 栄養士の作成した献立に基づき、給食・おやつを調理する。
- (13) 用務員等 園全体の清掃・保管業務等をつかさどる。その他、運転士等の業務員を 置くことができる。

第7章 保育料等

(保育料等)

第16条 授業料等は次のとおりとする。

保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額を受けるものとする。 (別表1)

- 2. 次の費用については実費の支払いを受けることがある。
 - (1) 日用品、文具等
 - (2) 行事費
 - (3) 送迎バス代(人件費に係る費用を除く)
 - (4) 1号認定子どもの給食費及び2号認定子どもの給食のうち主食に係る費用(人件費に係る費用を除く)
 - (5) その他、教育及び保育において提供される便宜に要する費用のうち、通 常必要とされる費用
- 3. 延長保育の料金は別表2のとおりとする。
- 4、一時預かり保育の料金は、別表3のとおりとする。
- 5、保育料等は、毎月27日までに本園が指定する方法で納付するものとする。

(減 免)

第17条 在籍者は、出欠の有無に関わらず、また休園の場合にも、原則として保育料を納付しなければならない。ただし、園長が特別な事情があると認めた場合には、これを減免することができる。

(返 環)

第18条 既に納付した保育料等は原則として返還しない。ただし、園長が特別な事情があると認めた場合には、この限りではない。

第8章 緊急時の対応等

(緊急時の対応方法)

- 第19条 教育・保育の提供を行っている時に、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急 事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、 必要な措置を講じるものとする。
 - 2、教育・保育の提供により事故が発生した場合は乳幼児の保護者、富山市等に 必要な連絡をするとともに必要な措置を講じるものとする。
 - 3、当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、 事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4、乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかにおこなうものとする。

(非常災害対策)

第20条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくても毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第21条 当園は利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な 措置を講じるものとする。

(記録の整備)

- 第22条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の 日から5年間保存するものとする。
 - (1) 教育・保育の実施にあたっての計画
 - (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
 - (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
 - (4) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録
 - (5) その他教育・保育の提供に関する重要記録

(要望・苦情等について)

第23条 当園に関する要望・苦情等は担当者を決め、日々受け付けるものとする。担 当者で解決できない場合は、第3者委員に相談し、対処する。

 平成30年度要望
 苦情等担当者
 副園長
 北野
 里英子

 苦情解決責任者
 園長
 小島
 貴子

(第三者評価について)

第24条 当園は5年に一度、第三者評価を受審し、その結果を公表するものとする。

(秘密の保持について)

第25条 当園は職務上知り得た個人情報を社会福祉法人として守秘義務を厳守すると ともに情報漏えいにも十分な注意をはらう。

尚、個人の承諾を得て活用する情報はこの限りではない。

第9章 ほう賞

(ほう賞)

第26条 園長は、心身の発達著しく他の模範となる者を、ほう賞することができる。

第10章 雜 則

- 第27条 この園則の実施に関し必要な細則は、園長が決める。
- 第28条 この規程を改正又は廃止するときは、理事会の決議を経るものとする。ただし、第4条で定める利用定員の総数に変更がない場合における、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに定める利用定員間の割振りの変更は、理事長の専決事項とし直近の理事会で報告するものとする。

(附則)

この園則は、平成27年4月1日から実施する。 平成29年4月1日一部改正 平成30年4月1日一部改正

> 富山市堀川町455番地 社会福祉法人 わかば福祉会 理事長 小 島 伸 也